

資料 5

最低賃金の現状

資料 5—1 最低賃金制度

資料 5—1—1 最低賃金制度の概要

資料 5—1—2 地域別最低賃金額の推移（全国加重平均）

資料 5—1—3 平成 18 年度地域別最低賃金額改定状況

資料 5—2 低賃金雇用者の分布状況

（一般労働者、パートタイム労働者）

資料 5—3 地域別最低賃金の改定

資料 5—3—1 最近の地域別最低賃金額の改定の流れ

資料 5—3—2 地域別最低賃金額改定の目安の推移

資料 5—4 最低賃金法改正法案の概要

資料 5—5 生活保護制度の概要

資料 5—6 高卒初任給の水準

資料 5—7 平均賃金に対する割合の推移

資料 5—8 諸外国の状況

資料 5—8—1 主要先進国の最低賃金

資料 5—8—2 最低賃金の水準

資料 5—8—3 最低賃金引き上げの影響

最低賃金制度の概要

1 制度趣旨

最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度。

パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。（障害者や試用期間中の者等は一部適用除外。）

2 最低賃金の種類

(1) 「審議会方式」に基づく最低賃金

①地域別最低賃金

各都道府県ごとに、産業や職種を問わず、すべての労働者及び使用者に適用。

(設定件数47件、適用労働者数約5,000万人、加重平均時間額673円)

②産業別最低賃金

原則、都道府県内の特定の産業について決定。

現在の産業別最低賃金は、関係労使の申出により、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金が必要と認められたものについて設定。

〔主な設定産業：電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、各種商品小売業、
一般機械器具製造業、鉄鋼業等〕

(設定件数250件、適用労働者数約402万人、加重平均時間額766円)

(2) 「労働協約拡張方式」に基づく最低賃金

労使の大部分に適用される労働協約を、アウトサイダーも含めて適用する最低賃金として決定。

(設定件数2件、適用労働者数約500人、加重平均時間額868円)

3 最低賃金の決定基準

①労働者の生計費、②類似の労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力を考慮して決定。

4 最低賃金額の改定

地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。

原則、産業別最低賃金は、労使の申出に基づき地方最低賃金審議会が必要と認めた場合に、地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。

5 最低賃金の効力

(1) 刑事的効力

最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合には、2万円以下の罰金。

(2) 民事的効力

最低賃金額に達しない賃金を定める労働契約は無効とされ、無効とされた部分は、最低賃金と同様の定めをしたものとみなされる。

地域別最低賃金額の推移(全国加重平均)

改定年度	最低賃金額(円)	対前年度引上げ額(円)
昭和53年度	315	—
54年度	334	19
55年度	357	23
56年度	379	22
57年度	399	20
58年度	411	12
59年度	423	12
60年度	438	15
61年度	451	13
62年度	461	10
63年度	474	13
平成元年度	492	18
2年度	516	24
3年度	541	25
4年度	565	24
5年度	583	18
6年度	597	14
7年度	611	14
8年度	623	12
9年度	637	14
10年度	649	12
11年度	654	5
12年度	659	5
13年度	663	4
14年度	663	0
15年度	664	1
16年度	665	1
17年度	668	3
18年度	673	5

(資料出所)厚生労働省資料

平成18年度地域別最低賃金額改定状況

都道府県名	平成18年度最低賃金時間額 【単位：円】	発効年月日
北海道	644	平成18年10月1日
青森	610	平成18年10月1日
岩手	610	平成18年10月1日
宮城	628	平成18年10月1日
秋田	610	平成18年10月1日
山形	613	平成18年10月1日
福島	618	平成18年10月1日
茨城	655	平成18年10月1日
栃木	657	平成18年10月1日
群馬	654	平成18年10月1日
埼玉	687	平成18年10月1日
千葉	687	平成18年10月1日
東京	719	平成18年10月1日
神奈川	717	平成18年10月1日
新潟	648	平成18年9月30日
富山	652	平成18年10月1日
石川	652	平成18年10月1日
福井	649	平成18年10月1日
山梨	655	平成18年10月1日
長野	655	平成18年10月1日
岐阜	675	平成18年10月1日
静岡	682	平成18年10月1日
愛知	694	平成18年10月1日
三重	675	平成18年10月1日
滋賀	662	平成18年10月1日
京都	686	平成18年10月1日
大阪	712	平成18年9月30日
兵庫	683	平成18年9月30日
奈良	656	平成18年10月1日
和歌山	652	平成18年10月1日
鳥取	614	平成18年10月1日
島根	614	平成18年10月1日
岡山	648	平成18年10月1日
広島	654	平成18年10月1日
山口	646	平成18年10月1日
徳島	617	平成18年10月1日
香川	629	平成18年10月1日
愛媛	616	平成18年10月1日
高知	615	平成18年10月1日
福岡	652	平成18年10月1日
佐賀	611	平成18年10月1日
長崎	611	平成18年10月1日
熊本	612	平成18年10月1日
大分	613	平成18年10月1日
宮崎	611	平成18年10月1日
鹿児島	611	平成18年10月1日
沖縄	610	平成18年10月1日
全国加重平均額	673	—

低賃金雇用者の分布状況

(一般労働者)

	地域別最低賃金額未滿		地域別最賃額×105%未滿		地域別最賃額×110%未滿		地域別最賃額×115%未滿		復元後の 全体の人数
	雇用者数 (人)	全体に占める 割合(%)	雇用者数 (人)	全体に占める 割合(%)	雇用者数 (人)	全体に占める 割合(%)	雇用者数 (人)	全体に占める 割合(%)	
北海道	7,455	0.8	16,039	1.7	31,942	3.4	45,533	4.8	942,567
青森	3,869	1.6	10,399	4.4	16,568	7.0	21,926	9.2	237,794
岩手	3,060	1.1	8,223	2.9	12,378	4.3	17,906	6.3	285,541
宮城	2,017	0.5	4,115	1.0	6,740	1.6	11,864	2.8	421,323
秋田	1,883	0.9	4,795	2.2	7,240	3.4	10,679	5.0	215,175
山形	1,060	0.5	3,301	1.4	5,471	2.3	8,224	3.5	234,780
福島	2,994	0.8	5,208	1.4	8,538	2.3	13,199	3.6	369,761
茨城	2,715	0.6	4,075	0.8	6,405	1.3	9,179	1.9	487,111
栃木	2,670	0.7	4,161	1.1	7,156	1.9	9,271	2.5	370,252
群馬	1,398	0.4	2,600	0.8	3,924	1.2	5,525	1.7	327,431
埼玉	6,182	0.8	7,605	0.9	10,444	1.3	14,614	1.8	813,708
千葉	3,785	0.6	6,018	0.9	8,023	1.2	10,200	1.6	653,470
東京	20,015	0.5	23,348	0.6	28,011	0.7	39,195	1.0	3,797,484
神奈川	5,756	0.5	7,661	0.7	10,910	0.9	15,019	1.3	1,169,851
新潟	3,436	0.7	6,490	1.3	11,180	2.3	17,106	3.5	492,415
富山	1,094	0.5	2,242	1.0	3,601	1.6	4,971	2.2	227,049
石川	1,774	0.8	3,097	1.4	4,463	2.0	6,627	2.9	225,168
福井	580	0.3	1,504	0.9	2,840	1.6	3,955	2.3	174,427
山梨	701	0.5	1,098	0.8	1,901	1.4	2,537	1.9	131,359
長野	2,260	0.6	3,947	1.0	6,232	1.6	9,857	2.6	379,293
岐阜	3,302	0.9	5,315	1.5	7,847	2.2	11,737	3.3	355,926
静岡	3,743	0.5	7,333	1.0	11,164	1.5	18,275	2.4	763,355
愛知	6,432	0.4	10,528	0.7	15,363	1.0	21,161	1.3	1,611,116
三重	4,070	1.3	6,863	2.2	8,967	2.9	11,582	3.7	310,424
滋賀	963	0.5	1,192	0.6	1,764	0.9	2,762	1.4	198,290
京都	2,918	0.9	4,114	1.2	5,294	1.6	7,566	2.2	340,048
大阪	7,547	0.4	13,658	0.8	20,683	1.2	28,997	1.7	1,750,739
兵庫	6,765	0.9	10,616	1.4	14,211	1.8	18,633	2.4	783,804
奈良	1,269	1.0	1,563	1.2	2,332	1.8	3,357	2.5	133,159
和歌山	1,017	0.9	1,439	1.2	2,086	1.8	3,449	2.9	118,400
鳥取	257	0.3	604	0.6	1,254	1.2	2,171	2.1	101,806
島根	1,167	0.9	1,834	1.4	2,540	2.0	3,784	2.9	129,127
岡山	1,601	0.5	4,061	1.2	6,826	2.0	9,591	2.8	348,624
広島	2,668	0.5	5,875	1.1	8,714	1.6	11,322	2.1	549,991
山口	2,039	0.8	3,752	1.5	6,192	2.5	8,060	3.2	251,695
徳島	936	0.8	1,466	1.3	2,165	1.9	2,762	2.4	113,583
香川	403	0.2	1,127	0.6	2,137	1.1	3,454	1.8	190,996
愛媛	1,104	0.5	2,593	1.1	3,497	1.5	4,737	2.0	240,767
高知	774	0.8	1,518	1.6	2,592	2.7	3,531	3.6	97,295
福岡	5,871	0.7	10,178	1.1	16,017	1.8	22,705	2.5	898,154
佐賀	1,163	0.8	2,633	1.7	4,013	2.6	5,930	3.8	155,000
長崎	2,654	1.3	4,641	2.2	8,040	3.8	11,804	5.6	210,808
熊本	2,713	1.0	5,596	2.1	8,481	3.1	12,172	4.5	270,912
大分	3,920	1.9	6,638	3.3	8,825	4.4	11,592	5.8	201,574
宮崎	4,053	2.1	6,239	3.2	9,166	4.7	13,147	6.8	193,318
鹿児島	2,694	1.0	4,975	1.8	9,541	3.5	15,032	5.5	272,701
沖縄	3,870	2.2	7,691	4.4	12,303	7.0	15,789	9.0	175,498
全国	150,617	0.7	259,968	1.1	395,981	1.7	562,489	2.5	22,723,069

(パートタイム労働者)

	地域別最低賃金額未滿		地域別最賃額×105%未滿		地域別最賃額×110%未滿		地域別最賃額×115%未滿		復元後の 全体の人数
	雇用者数 (人)	全体に占める 割合(%)	雇用者数 (人)	全体に占める 割合(%)	雇用者数 (人)	全体に占める 割合(%)	雇用者数 (人)	全体に占める 割合(%)	
北海道	13,969	6.3	54,448	24.7	84,926	38.5	108,620	49.5	220,557
青森	2,016	5.0	6,964	17.2	11,695	28.9	14,638	36.1	40,533
岩手	1,902	4.2	5,281	11.8	9,649	21.6	15,773	35.2	44,773
宮城	1,321	1.7	4,425	5.7	10,452	13.5	19,329	25.0	77,228
秋田	1,791	4.9	4,122	11.3	7,054	19.3	10,176	27.8	36,623
山形	801	2.8	2,236	7.7	3,357	11.6	5,383	18.5	29,050
福島	1,781	2.7	5,328	8.2	12,210	18.8	21,922	33.7	65,091
茨城	3,035	2.8	5,989	5.6	15,977	14.8	25,950	24.1	107,708
栃木	2,158	2.7	7,224	8.9	16,460	20.3	23,534	29.0	81,044
群馬	1,341	1.9	3,622	5.1	8,683	12.2	14,827	20.9	70,998
埼玉	7,671	2.3	23,947	7.0	49,417	14.5	95,790	28.1	340,815
千葉	4,361	1.8	11,984	5.0	17,374	7.3	47,617	20.1	237,421
東京	10,847	2.0	19,505	3.6	36,339	6.7	80,905	14.9	541,357
神奈川	10,382	2.9	20,561	5.7	46,473	12.8	95,783	26.4	362,630
新潟	1,848	2.4	6,251	8.1	13,614	17.7	20,196	26.3	76,820
富山	630	1.9	1,844	5.6	3,305	10.1	6,379	19.4	32,878
石川	1,242	3.1	2,755	6.9	4,888	12.3	8,508	21.3	39,873
福井	288	1.0	1,404	5.0	3,668	13.0	5,442	19.4	28,116
山梨	517	2.0	917	3.5	2,410	9.2	3,777	14.4	26,311
長野	739	1.0	2,801	3.9	7,913	11.2	12,332	17.4	70,912
岐阜	3,084	3.2	9,890	10.4	19,683	20.7	31,671	33.4	94,933
静岡	3,459	2.1	12,980	8.0	29,250	18.0	48,047	29.6	162,412
愛知	8,293	2.3	37,000	10.3	57,747	16.1	96,362	26.8	359,167
三重	1,779	2.2	5,847	7.2	11,148	13.6	19,925	24.4	81,712
滋賀	781	1.8	1,286	2.9	4,049	9.1	7,286	16.4	44,506
京都	1,785	2.3	5,237	6.9	8,432	11.0	14,064	18.4	76,404
大阪	7,838	2.8	26,104	9.2	53,544	18.8	91,551	32.2	284,632
兵庫	4,627	2.5	14,046	7.5	25,660	13.7	40,950	21.9	187,204
奈良	1,761	3.7	3,584	7.6	6,993	14.9	11,995	25.5	46,993
和歌山	1,017	3.7	2,198	8.0	3,980	14.6	6,651	24.4	27,311
鳥取	419	2.2	858	4.6	1,403	7.5	2,978	15.8	18,803
島根	660	2.7	2,348	9.5	3,651	14.7	6,745	27.2	24,794
岡山	2,551	4.0	5,387	8.5	11,967	18.9	17,802	28.1	63,394
広島	5,019	4.1	11,794	9.6	25,409	20.6	37,938	30.8	123,232
山口	6,049	9.8	14,621	23.6	22,391	36.2	29,042	47.0	61,850
徳島	365	2.6	722	5.2	1,192	8.6	2,314	16.7	13,896
香川	169	0.5	952	2.7	1,769	5.1	6,287	18.0	34,840
愛媛	1,128	2.3	3,383	6.9	7,953	16.3	15,291	31.4	48,717
高知	661	4.0	1,744	10.6	3,109	18.8	4,815	29.2	16,507
福岡	8,147	4.2	32,025	16.5	62,852	32.4	86,382	44.6	193,797
佐賀	833	2.1	4,043	10.4	11,305	29.0	15,631	40.1	38,954
長崎	2,233	5.0	7,050	15.7	12,321	27.5	17,156	38.3	44,802
熊本	2,114	3.5	7,956	13.2	15,366	25.5	22,277	36.9	60,310
大分	1,646	6.5	3,884	15.3	8,002	31.5	11,398	44.9	25,409
宮崎	2,042	5.5	4,793	13.0	9,176	24.9	11,879	32.3	36,794
鹿児島	1,751	3.1	7,193	12.7	14,578	25.7	23,393	41.3	56,649
沖縄	4,025	9.2	13,992	31.8	22,257	50.6	26,050	59.2	43,984
全国	142,876	3.0	432,525	9.0	821,051	17.1	1,342,761	28.0	4,802,744

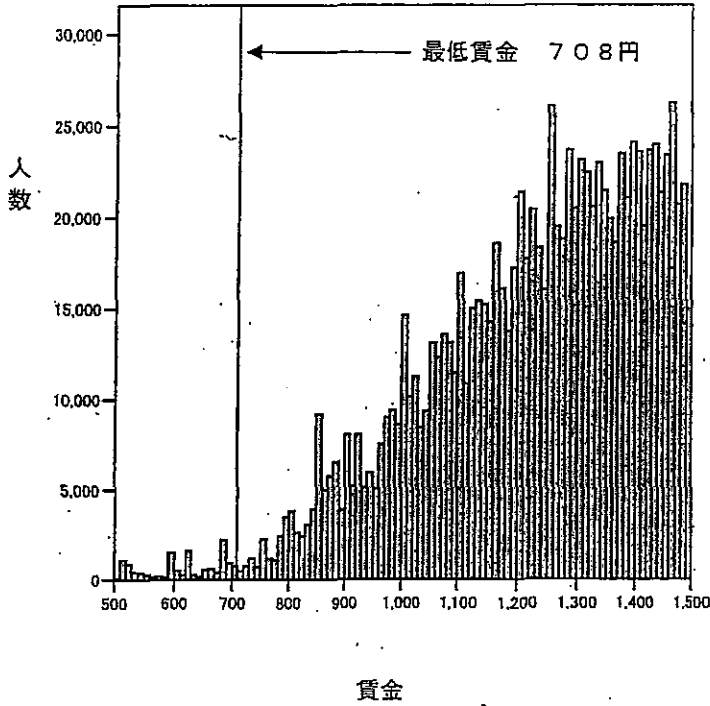
資料出所：平成15年賃金構造基本統計調査特別集計（労働政策・研究研修機構）

（注）パートタイム労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い労働者をいう。

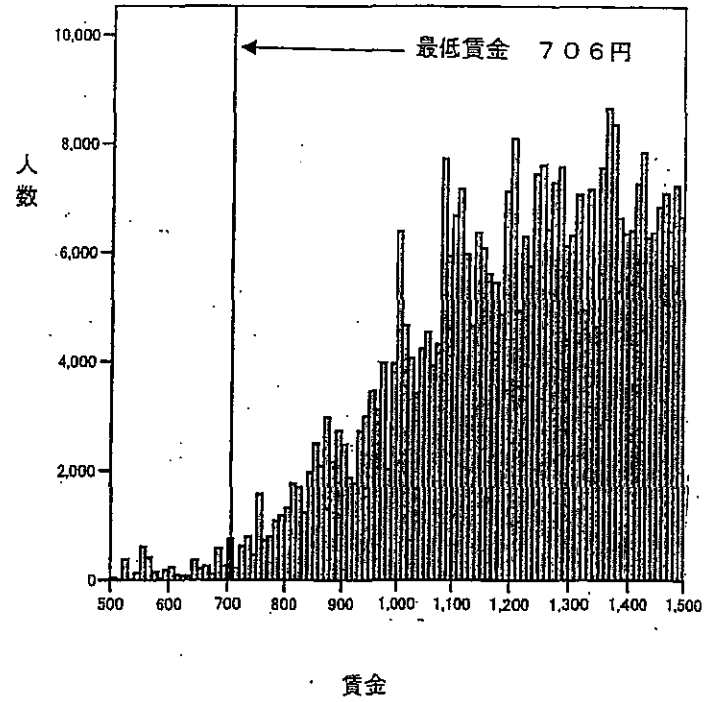
一般労働者の賃金分布

主な都道府県

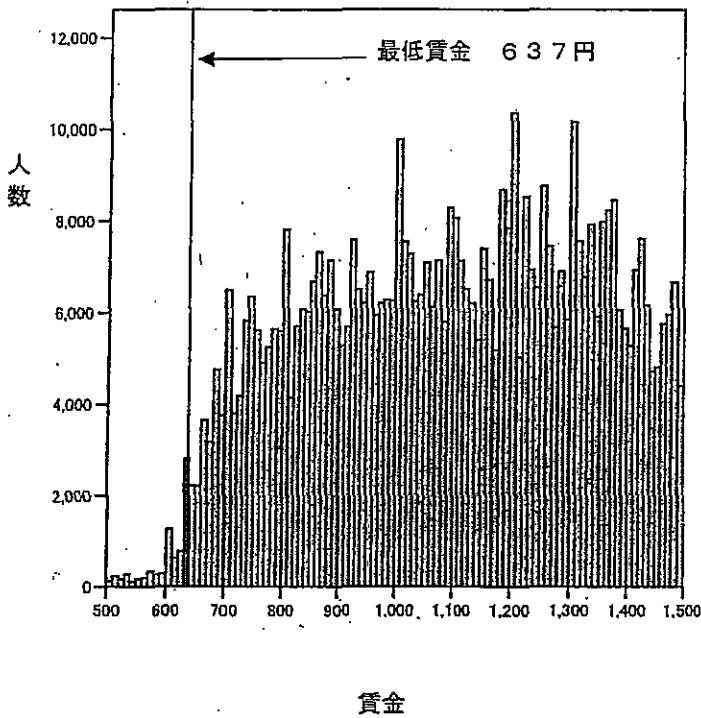
東京



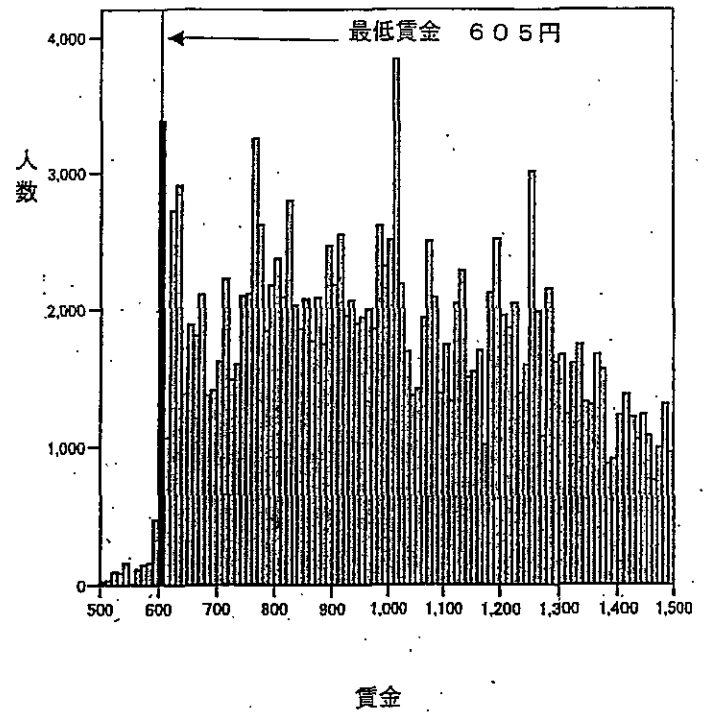
神奈川



北海道



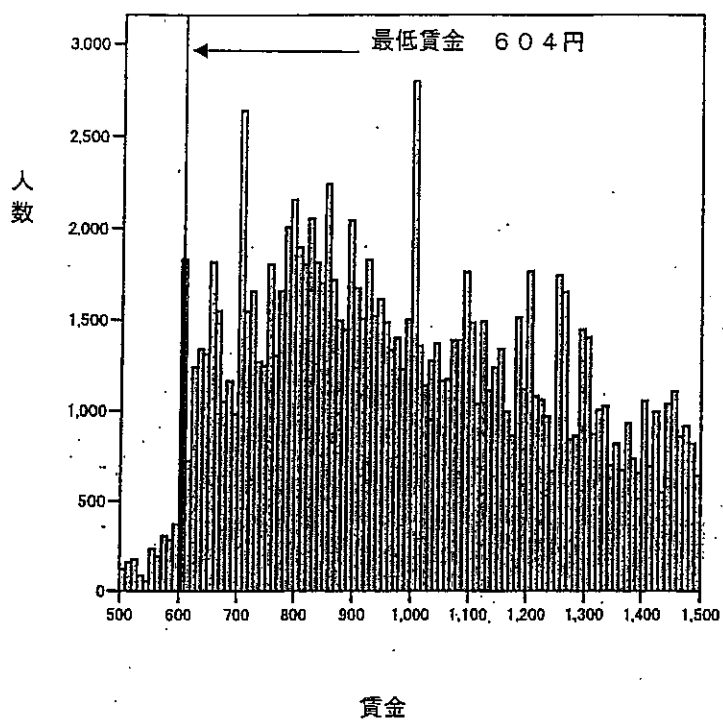
青森



注) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布は省略。

(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成15年) 特別集計(独)労働政策研究・研修機構

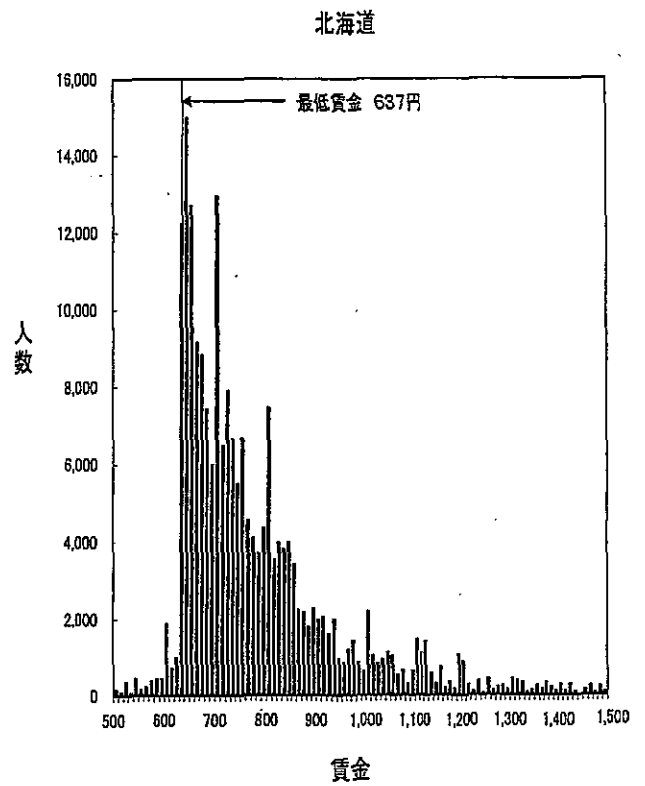
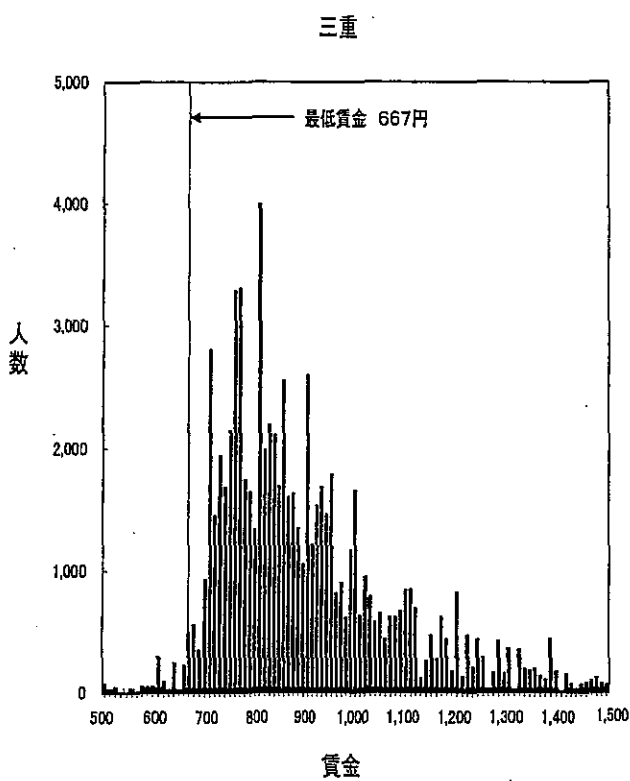
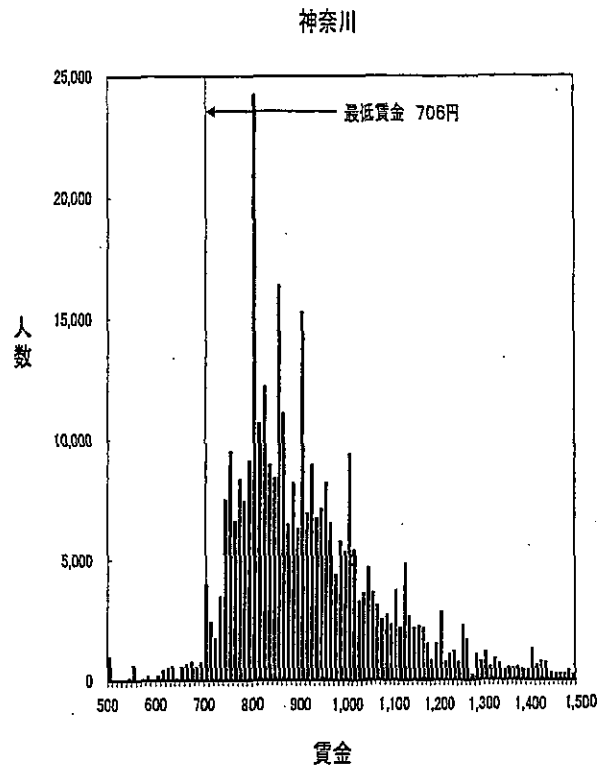
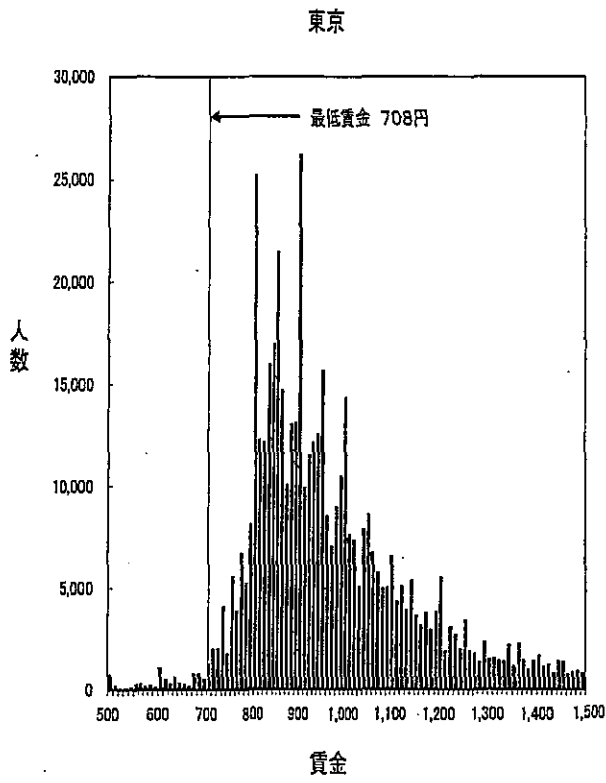
沖縄



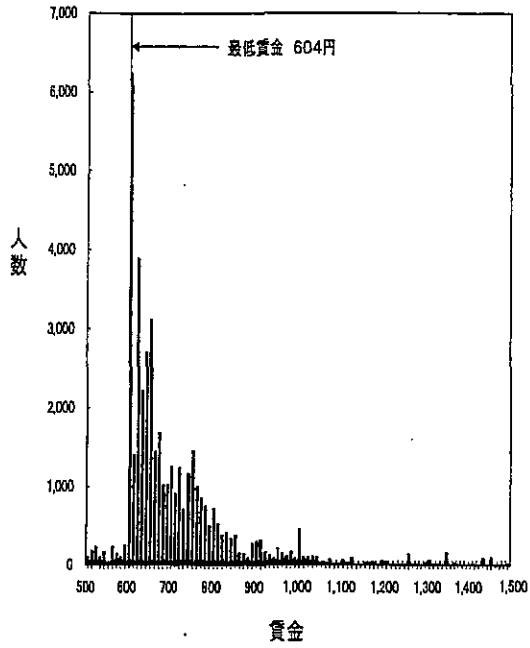
注) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布は省略。
(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成15年) 特別集計 ((独) 労働政策研究・研修機構)

パートタイム労働者の賃金分布

主な都道府県



沖縄



資料出所：平成 15 年賃金構造基本統計調査特別集計（労働政策研究・研修機構）

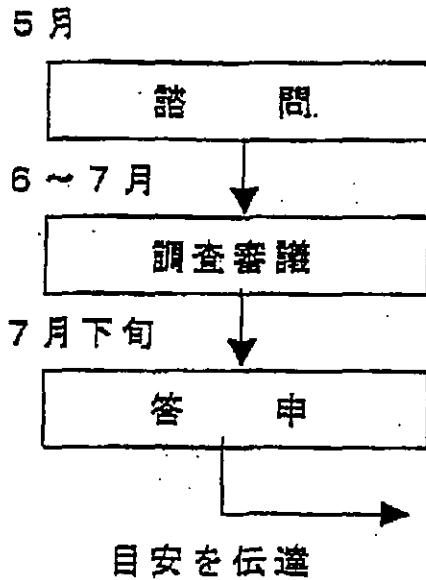
（注 1）500円未満及び1500円以上の賃金分布は省略している。

（注 2）パートタイム労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い労働者をいう。

最近の地域別最低賃金額の改定の流れ

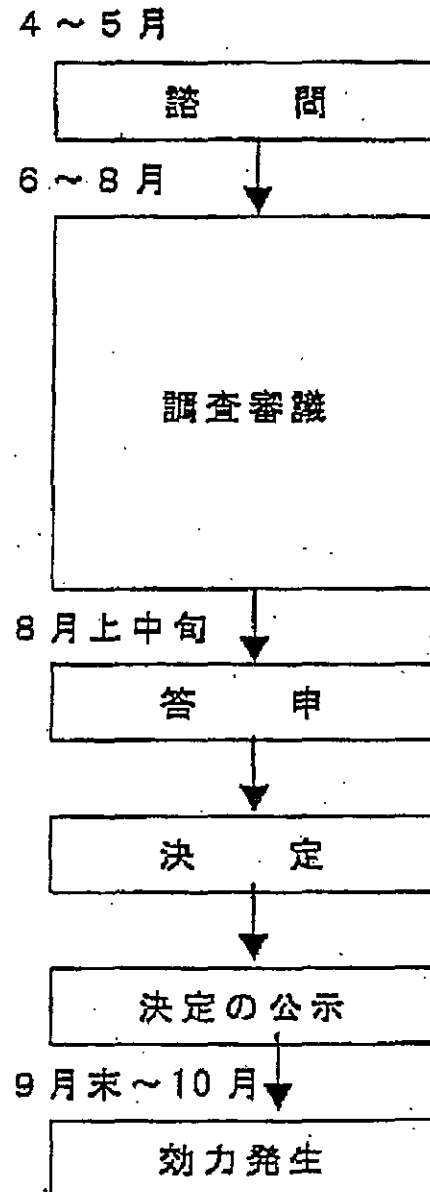
中央最賃審議会

<目安審議>



地方最賃審議会

<地域別最賃審議>



地域別最低賃金額改定の目安の推移

(単位：円)

	① 日額による目安						② 時間額による目安				
	平成 8年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
引上げ率(%)	2.1	2.2	1.8	0.9	0.8	0.68	—	0.0	—	0.4	注4
Aランク	108	116	97	49	44	38	}	0	}	3	4
Bランク	103	110	92	47	42	36				3	4
Cランク	99	106	89	45	40	35				3	3
Dランク	93	100	84	43	38	33				2	2

(注) 1 各ランクごとの改定の目安は、最低賃金（平成13年度までは日額、平成14年度から時間額）に対する金額である。

2 A～Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分したもの。

3 平成14・16年度の目安は、「現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当」である。

4 平成18年度の目安は、基本的には各ランク0.5%の引上げ率とする考え方を踏まえつつ、ランクごとの経済実態に大きな相違があるといった特殊事情も踏まえて総合的に勘案したものである。

最低賃金法の一部を改正する法律案の概要

地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限を保障する安全網として十全に機能するようにするため、国内の各地域ごとに決定することを義務付けるほか、決定基準の見直し及び罰金の上限額の見直しを行うとともに、産業別最低賃金の在り方を見直す等所要の改正を行う。

改正の概要

1 地域別最低賃金の在り方

- ・各地域ごとに地域別最低賃金を決定しなければならないものとする(任意的設定→必要的設定)。
- ・生活保護との整合性も考慮するよう決定基準を明確化
- ・地域別最低賃金の不払に係る罰金額の上限(2万円)を50万円に引き上げる。

2 産業別最低賃金等の在り方

- ・産業別最低賃金については、関係労使の申出により決定(任意的設定)
- ・産業別最低賃金については、最低賃金法の罰則は適用しない(民事効)。
- ・労働協約の拡張適用による最低賃金の廃止

3 その他

派遣労働者について、派遣先の地域(産業)の最低賃金が適用されるように整理

※施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

最低賃金法の一部を改正する法律案（平成十九年三月十三日閣議決定） 新旧対照条文（抄）

○最低賃金法（昭和三十四年法律第百二十七号） （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">（地域別最低賃金の原則）</p> <p>第九条 ※一項は省略</p> <p>2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。</p> <p>3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たつては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（最低賃金の原則）</p> <p>第三条 最低賃金は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。</p>

生活保護制度の概要

○ 生活保護制度の目的

○ 最低生活の保障

⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施

○ 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等をすべて活用することが保護の前提

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・扶養義務者からの扶養
- ・年金、手当等の社会保障給付 等



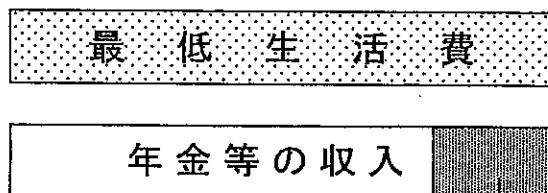
◇保護の開始時に調査

(預貯金、扶養義務者の状況及び扶養能力、年金、手当等の額、傷病の状況等を踏まえた就労の可否等)

◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後に初めて保護適用となる。

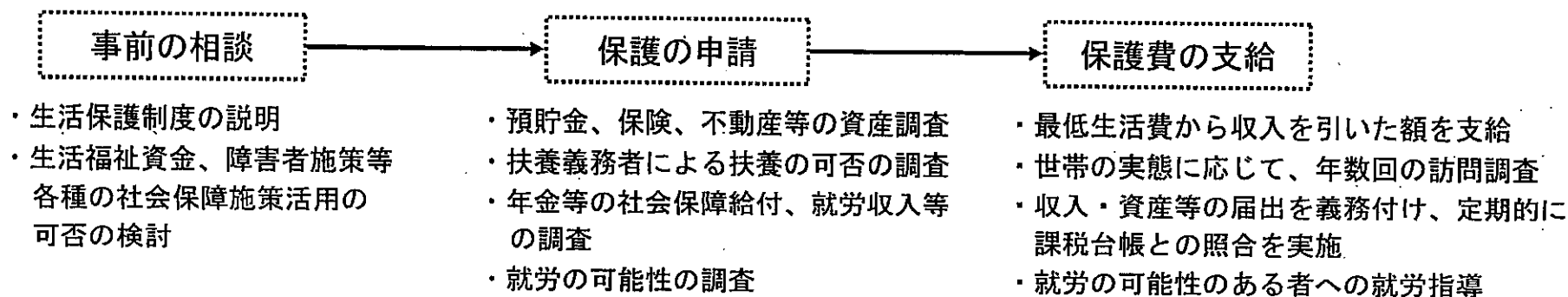
自立の助長

- ・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- ・就労の可能性のある者への就労指導、病院入院者の在宅への復帰促進 等

○ 生活扶助基準の例 (平成19年度)

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	167,170円	130,680円
高齢者単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	121,940円	94,500円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	174,540円	140,090円

○ 生活保護の手続

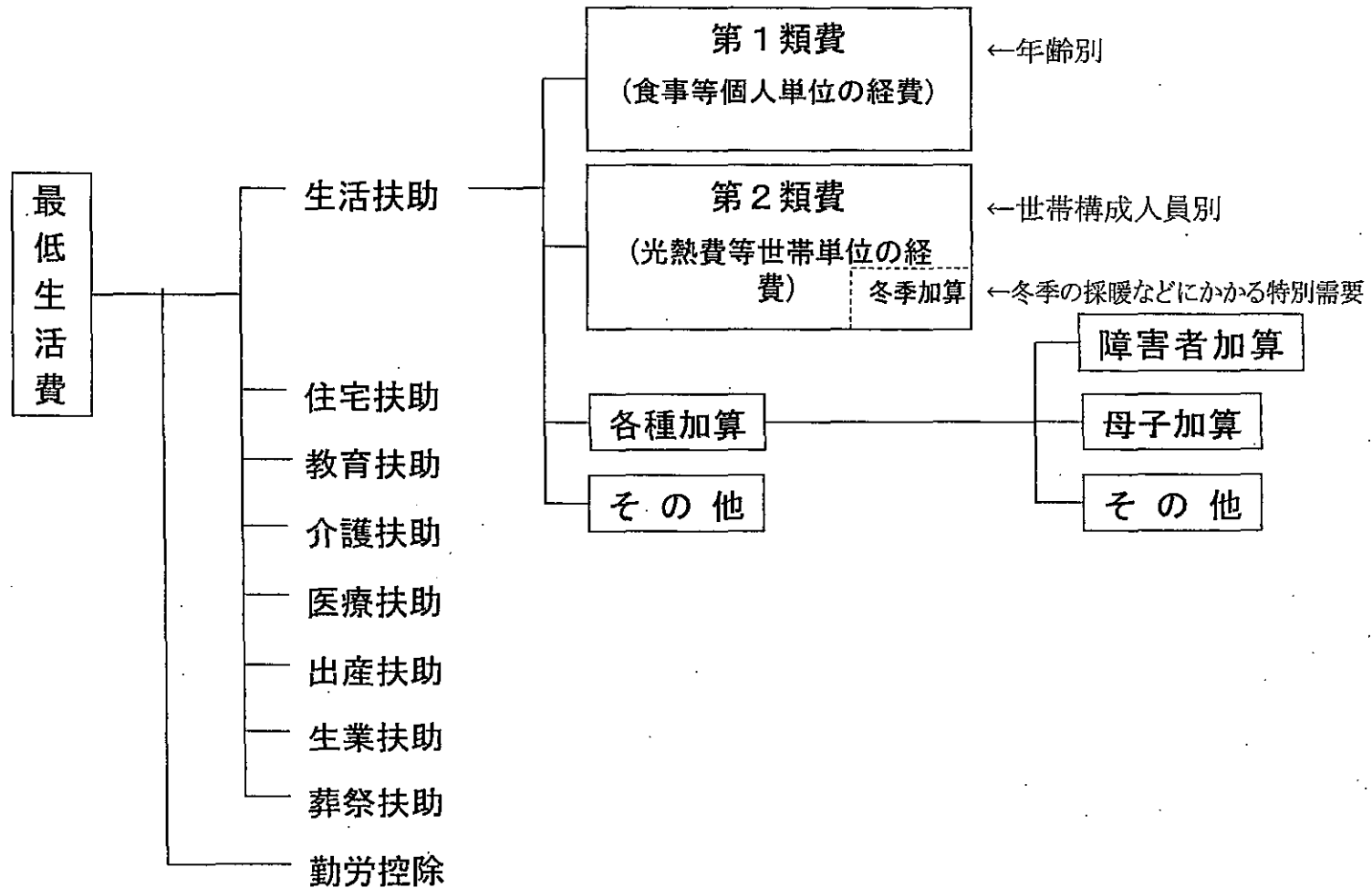


○ 保護の実施機関と費用負担

- 都道府県(町村部)・市(市部)が実施。
- 都道府県・市は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
- 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

最低生活費の体系

- 最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯の構成、所在地等の事情を考慮して扶助別に（8種類）に定める。



生活保護制度における最低生活費の算出方法（平成19年度）

【最低生活費＝①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦】

① 生活扶助基準(第1類費)

(単位:円)

年齢	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	20,900	19,960	19,020	18,080	17,140	16,200
3～5	26,350	25,160	23,980	22,790	21,610	20,420
6～11	34,070	32,540	31,000	29,470	27,940	26,400
12～19	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70～	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

世帯構成員の数が4人の世帯の場合は、第1類費の個人別の額を合算した額に0.95を乗じた額をその世帯の第1類費とし、世帯構成員の数が5人以上の世帯の場合は、同じく合算した額に0.90を乗じた額をその世帯の第1類費とする。

② 生活扶助基準(第2類費)

(単位:円)

人員	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	43,430	41,480	39,520	37,570	35,610	33,660
2人	48,070	45,910	43,740	41,580	39,420	37,250
3人	53,290	50,890	48,490	46,100	43,700	41,300
4人	55,160	52,680	50,200	47,710	45,230	42,750
5人以上1人を増すごとに加算する額	440	440	400	400	360	360

①級地別に入院患者、施設入所者、出稼者を除いたすべての世帯員を合計する。

②冬季(11月～翌年3月)には地区別に冬季加算が別途計上される。

③ 加算額

(単位:円)

加算できる対象	加算額			
	1級地	2級地	3級地	
障害者	身体障害者障害程度等級表の1・2級に該当する者等	26,850	24,970	23,100
	身体障害者障害程度等級表の3級に該当する者等	17,890	16,650	15,400
1母子親世帯等	児童1人の場合	15,510	14,430	13,350
	児童2人の場合	16,740	15,580	14,420
	3人以上の児童1人につき加える額	630	580	530

①該当者がいるときだけその分を加える。

②入院患者、施設入所者は金額が異なる。

③このほか、「妊婦・産婦」などがある場合は、別途、妊婦加算等あり。

④児童とは、15歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある者。

④ 住宅扶助基準

地実代い際るに家支払

区分	基準額
1級地	円以内 13,000
2級地	円以内 13,000
3級地	円以内 8,000

地域によりこの額以上の特別基準あり。

⑤ 教育扶助基準

区分	基準額
小学生	円 2,150
中学生	円 4,180

このほか必要に応じて教材費などの実費が計上される。

⑥ 介護扶助基準

介居宅介護の平均にかかった月額

⑦ 医療扶助基準

費診の療平均にかかった医療

このほか、出産、葬祭などがある場合は、それらの経費が一定額加算される。

最低生活費認定額

勤労控除について

(1) 勤労控除の趣旨

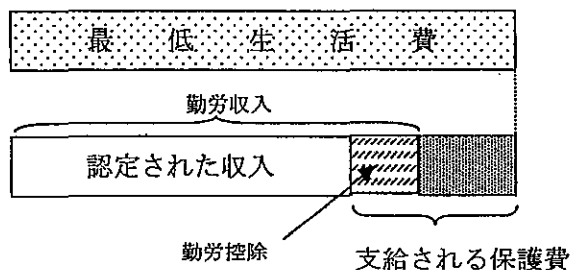
勤労に伴う必要経費を補填するとともに、勤労意欲の増進・自立助長を図る。

被保護世帯に収入があった場合、世帯の最低生活費から当該収入を差し引いた不足分を保護費として支給するのが基本であるが、勤労収入を得るためには、勤労に伴って被服費や知識・教養の向上等のための経費が必要となることから、勤労収入のうちの一定額を控除する。

(2) 勤労控除（基礎控除）の概要

[19年度上限額 月額 33,190円（1級地）・収入額 8,000円までは全額控除]

- 基礎控除の控除額は、勤労収入に比例して増加させる方式（収入金額比例方式）を採用している。



(3) 勤労控除（基礎控除）の目安

(円)

収入金額	1級地1人目	2級地1人目	3級地1人目
0～8,000	0～8,000	0～8,000	0～8,000
8,001～19,999	8,001～9,720	8,001～9,720	8,001～9,720
20,000～39,999	10,410～13,160	10,410～13,160	10,410～13,160
40,000～59,999	13,850～16,600	13,850～16,600	13,850～16,600
60,000～79,999	17,290～20,040	17,290～20,040	17,290～20,040
80,000～99,999	20,730～22,940	20,730～22,940	20,730～22,940
100,000～119,999	23,220～24,370	23,220～24,370	23,220～24,370
120,000～139,999	24,660～25,800	24,660～25,800	24,660～25,800
140,000～159,999	26,090～27,280	26,090～27,280	26,090～27,220
160,000～179,999	27,550～28,750	27,550～28,750	27,220
180,000～199,999	28,950～30,240	28,950～30,200	
200,000～219,999	30,380～31,530	30,200	27,220
220,000～239,999	31,820～32,960		
240,000～	33,190		

※実際には収入額4,000円刻みでより細かい控除額が決められている。

高卒初任給の水準について(平成18年)

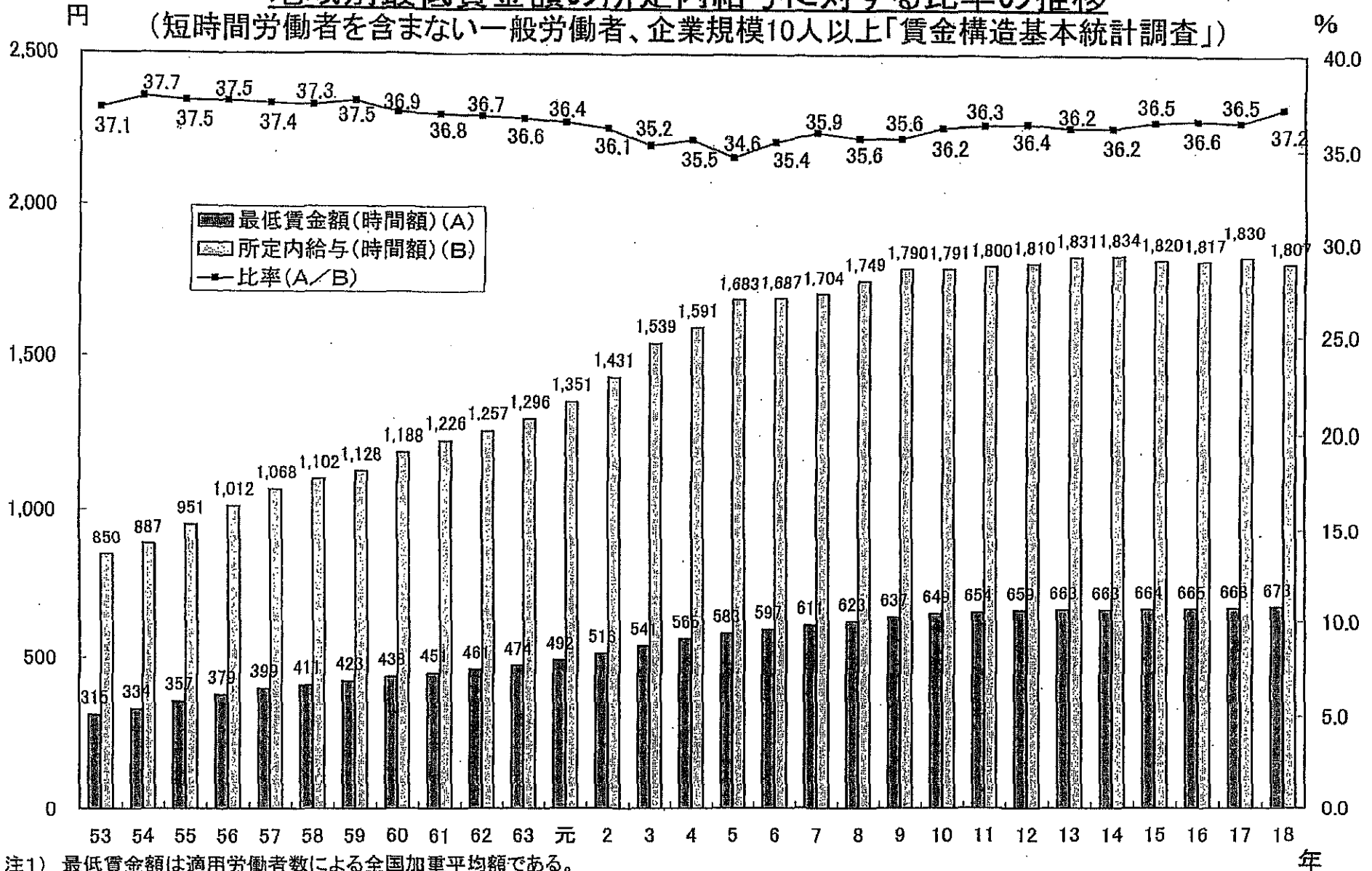
企業規模	性別	集計区分	初任給額(円)	所定内実労働時間数(時間/月)	時給換算(円)
企業規模計	男女計	平均	154,400	169	914
	女性	平均	149,400	170	879
	女性	第1・十分位数	130,200	170	766
大規模(1,000人以上)	男女計	平均	157,200	163	964
	女性	平均	153,600	166	925
	女性	第1・十分位数	132,800	166	800
中企業(100~999人)	男女計	平均	153,400	168	913
	女性	平均	149,200	170	878
	女性	第1・十分位数	130,900	170	770
小規模(10~99人)	男女計	平均	153,200	175	875
	女性	平均	146,800	174	844
	女性	第1・十分位数	125,200	174	720

(注)上記1.の所定内労働時間は、高卒労働者の性別、企業規模別の18~19歳層の所定内実労働時間数とした。
 なお、第1・十分位数の所定内実労働時間数は、同じ規模、性別の高卒労働者に同じと仮定とした。

(資料出所)高卒初任給関係:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成18年)

地域別最低賃金額の所定内給与に対する比率の推移

(短時間労働者を含まない一般労働者、企業規模10人以上「賃金構造基本統計調査」)



注1) 最低賃金額は適用労働者数による全国加重平均額である。

注2) 所定内給与は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によるもので、産業計・企業規模10人以上の数字を所定内実労働時間数で割ったものである。

注3) 「短時間労働者」とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。短時間労働者は、平成16年調査まで「パートタイム労働者」として調査をしていたものと定義は同じである。

		決定方式	最低賃金額
アメリカ	連邦最低賃金	法定方式	5.15 \$ / 時間 [611円] (1997. 9) ※ 最低賃金引上げが盛り込まれたイラク戦費法案を2007年5月に上院・下院それぞれで可決し、同月25日に大統領が署名し、法案は成立した。 成立より60日後に5. 85 \$、それより1年後に6. 55 \$、さらに1年後に7. 25 \$ [860円]へ引上げ。
	州別最低賃金	法定方式、審議会方式、両方式の併用等	2.00 \$ / 時間 [237円] ～ 7.63 \$ / 時間 [905円] (2006. 11)
イギリス		審議会方式	5.35ポンド/時間 [1,190円] (2006.10)
フランス(SMIC) ※ 労働協約に基づくものもある		審議会方式	8.27ユーロ/時間 [1,238円] (2006. 7)
オーストラリア		審議会方式	13.47オーストラリア・ドル/時 [1,204円] (2006. 12)
オランダ		審議会方式	1,284. 60ユーロ/月 [192,228円] (2006.7)
カナダ		審議会方式等 (州別最低賃金のため州により異なる)	6. 70～8.50カナダドル [704円]～[894円] (2006)
ニュージーランド		審議会方式	10.25ニュージーランドドル/時 [830円] (2006.3)
ベルギー		法的拘束力のある中央協定	1234.20ユーロ/月 [184,686円] (2005.8)
ルクセンブルク		政府が決定	1503.42ユーロ/月 [224,972円] (2005.10)

○ 法定最低賃金がなく労働協約等による国……ドイツ、イタリア、オーストリア、スイス等

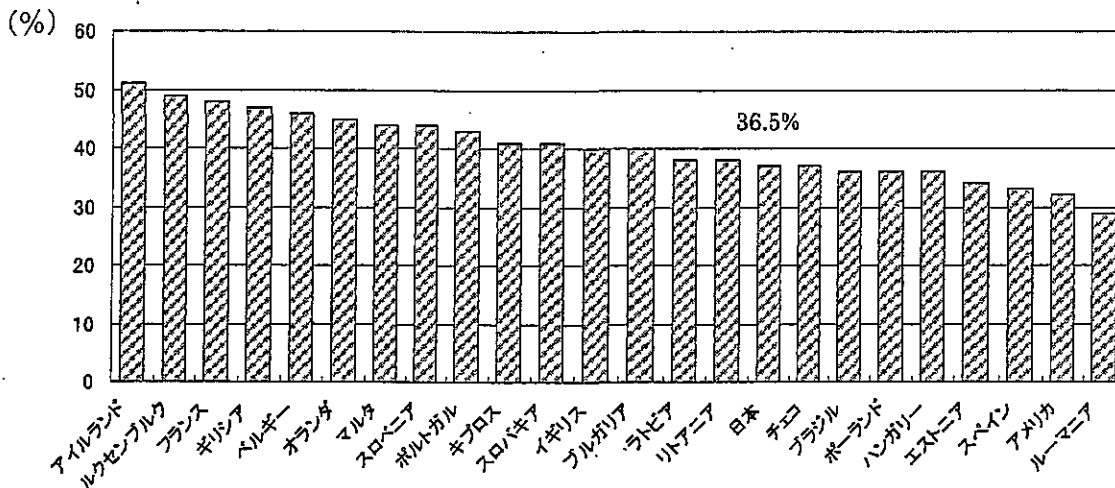
注1) 各国の最低賃金額の[]内は、2006年10月の為替レート(内閣府経済財政分析統括官付海外担当「海外経済データ」)による日本円換算額。ただし、ニュージーランド・ドルについては、1ニュージーランド・ドル=81円で換算。

注2) 上記の国においては、若年労働者について一定の減額措置が講じられている。ただし、カナダは州による。

注3) アメリカの連邦最低賃金が適用されるのは、州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する労働者、年商50万 \$以上の企業に雇用される労働者等に限られる。

諸外国の最低賃金の水準

[全国最低賃金の平均賃金に対する割合]

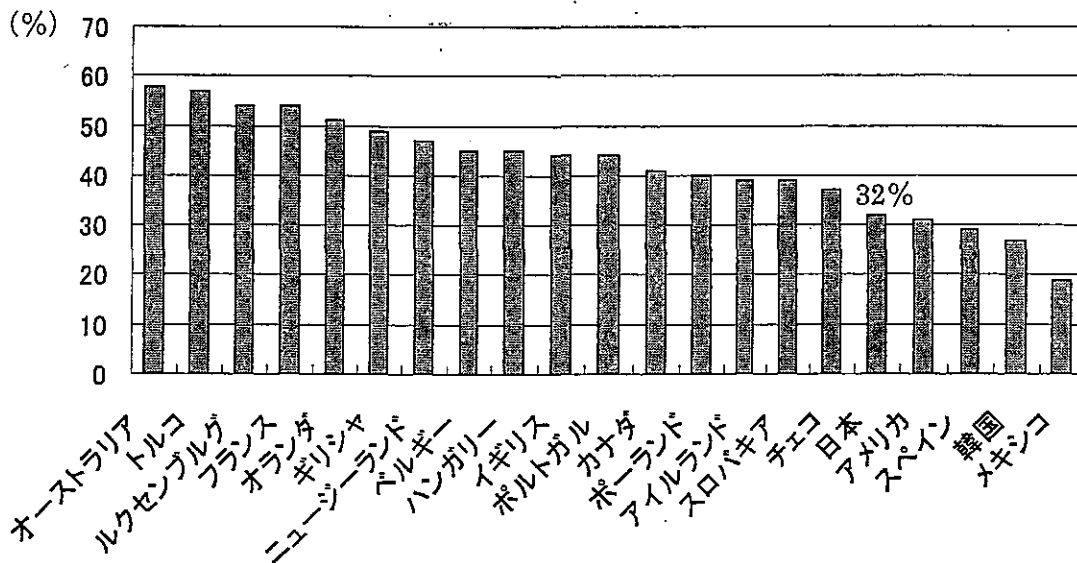


(注) ベルギー、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガルは2002年、ブラジル、フランスは2003年、アメリカは2005年、その他は2004年。

(資料) "Key themes in global industrial relations : Minimum wages and relocation of production" 2006.
European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions
(※欧州委員会の独立機関)

[最低賃金+社会保険料事業主負担分の中央値に対する割合]

(2004年)



(資料) OECD, 2006. OECD Employment Outlook 2006.

諸外国における最低賃金引き上げの影響 (国際機関のレポート)

(1) 雇用に与える影響

【OECD (1998)】

- 最低賃金は、賃金が社会的に受け入れ難い水準となることを防ぐとともに、就労へのインセンティブを改善。
- 最低賃金水準の高い国では、稼得収入の不平等が縮小し、低賃金労働者の比率が低下。また、若年と高齢者、男性と女性の賃金格差を縮小させ、就労家庭の貧困を削減。
- 理論面でも実証面でも、最低賃金引き上げの雇用への効果は明らかでない。ただし、それが高い水準となれば、雇用削減につながることにについて一般的コンセンサスがある。特に若年労働者は失職しやすい。

(資料) “*Employment Outlook 1998*”.

【OECD (2006)】

- 最低賃金を理由として失われる雇用量を明らかにすることは困難。その算定に関しては、各国間で著しい不一致がみられる。
- 実際、最低賃金が雇用を縮小する影響を及ぼすか否かに関する実証研究には様々なものがあり、とりわけ若年者の雇用に重大な影響を与えるとするものがある一方で、何らの影響を与えないとするものもある。

(資料) “*Employment Outlook 2006*”.

【OECD (2007)】

- 最低賃金引き上げの雇用全体に与える影響については、明確な証拠はない。

(資料) “*More Jobs but Less Productive ? The Impact of Labour Market Policies on Productivity*”.

【ILO (2005)】

- 最低賃金引上げの雇用の増減への直接的影響はわかりにくい。また、最低賃金引上げの影響を受ける低賃金労働者には、学生アルバイト、低技能労働者、日雇い労働者など様々な集団が含まれ、集団によって影響が異なる。
- 最低賃金引上げにより、就業率が悪影響を受けたという明確な結果は出ていない。最近の研究では、最低賃金が総雇用に及ぼす影響はほとんどないか、むしろいい影響を与えているというものがある。

(資料) “*The fundamentals of minimum wage fixing.*”

(2) 労働生産性に与える影響

【OECD (2007)】

- 11のOECD加盟国のデータ(1979~2003年)を分析すると、賃金の中位数に対する最低賃金の比率が10%ポイント上昇すると、長期の労働生産性の伸びが2%ポイント弱押し上げられる。
- 労働生産性の伸びが高くなる理由としては、次のような指摘がある。
 - a. 非熟練労働が熟練労働に代替される。
 - b. 企業が生産性と賃金水準との差を埋めるために人的投資を行う。
 - c. 非熟練労働者側も失業を避けるため、自ら人的投資を行うインセティブを持つ。
 - d. 企業が労働生産性を上げるようなイノベーションを行う。

(資料) “*More Jobs but Less Productive ? The Impact of Labour Market Policies on Productivity.*”